

## 令和2年度 第6回 環境審議会

- 日 時 令和3年 3月 26日（金） 10時00分から12時00分
- 場 所 石狩市役所5階 第一委員会室
- 議 題
- 1) 第3次石狩市環境基本計画の策定について（答申）
  - 2) 石狩市地球温暖化対策推進計画の改定について（答申）
  - 3) 石狩市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について（答申）
  - 4) （仮称）石狩市厚田区聚富望来風力発電事業に係る環境影響評価方法書について（合同会社石狩市厚田区聚富陸上発電所）
  - 5) （仮称）石狩郡当別町西当別風力発電事業に係る環境影響評価方法書について（合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所）
  - 6) 石狩市環境白書'20 について（報告）

- 出席者（敬称略）

### 環境審議会委員

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 会 長 | 菅澤 紀生 | 委 員 | 石井 一英 |
| 委 員 | 藤井 賢彦 | 委 員 | 松島 肇  |
| 委 員 | 丹野 雅彦 | 委 員 | 加藤 光治 |
| 委 員 | 氏家 暢  | 委 員 | 荒関 淳一 |
| 委 員 | 酒井 幸彦 | 委 員 | 牧野 勉  |
| 委 員 | 長原 徳治 |     |       |

### 事務局

|            |       |          |       |
|------------|-------|----------|-------|
| 環境市民部長     | 松儀 倫也 | 環境政策課長   | 飛鳥 謙一 |
| ごみ・リサイクル課長 | 石倉 衛  | 環境保全課長   | 吉井 重正 |
| 環境政策担当主査   | 加藤 友紀 | 衛生政策担当主査 | 宮原 和智 |
| 環境保全担当主査   | 矢野 淳司 | 環境政策担当主任 | 和田 照秀 |

### 事業者

合同会社石狩市厚田区聚富陸上発電所及び合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所

|      |        |      |       |
|------|--------|------|-------|
| 開発部長 | 渡邊 泰太郎 | 事業部長 | 中川 智博 |
|------|--------|------|-------|

### エヌエス環境株式会社

|     |       |      |      |
|-----|-------|------|------|
| 支社長 | 倉井 規広 | 課長補佐 | 森下 徹 |
| 係長  | 壁谷 喜信 |      |      |

- 傍聴者数 8名

【事務局 飛鳥課長】

定刻より1、2分早いですが、皆さん揃っておりますので会議を始めさせていただきたいと思います。

本日はご多忙のところ、令和2年度第6回石狩市環境審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は事務局の環境政策課長の飛鳥でございます。よろしくお願いいたします。

本日の資料は事前に送らせていただいておりますが、確認させていただきたいと思います。

まず「議事次第」、「第3次石狩市環境基本計画（案）」、「石狩市地球温暖化対策推進計画（案）」、これは区域施策編と事務事業編がございます。それから「石狩市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）」、そして各計画の「答申（案）」が1枚ずつです。

事業につきましては「（仮称）石狩市厚田区聚富望来風力発電事業に係る環境影響評価方法書」と「要約書」が1冊ずつ、「（仮称）石狩郡当別町西当別風力発電事業に係る環境影響評価方法書」と「要約書」が1冊ずつです。そして「石狩市環境白書‘20」と、そのほか、本日追加資料として、「再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定に係る情報提供について」となります。資料の不足はございませんか。

大丈夫ですね。

本日は「高橋委員」、「長谷川委員」から、欠席の連絡をいただいております。つきましては、当審議会の委員総数13名に対しまして、11名のご出席をいただいておりますことから、石狩市環境審議会規則第4条第3項の規定によりまして、当審議会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、本日の議題は議事次第に記載されているとおりでございますが、議題の（1）から（3）については、今まで継続審議をしていただいております、3つの計画の「答申」ということで、本日、加藤市長に出席いただいております。

【加藤市長】

皆さんどうもお世話になっております。加藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局 飛鳥課長】

加藤市長からは、後程「答申書」を会長より頂いた後、ご挨拶をさせていただきます。

議事に入る前に、ここで一点、お願いがございます。会議録作成に当たりまして、前回同様に音声データを自動的に文字起こしするシステムの実証実験を行いますので、発言の際はマイクに向かってお話しいただきますようお願いいたします。また、マイクのスイッチにつきましては、事務局の方で操作いたしますので、特にスイッチを押すなどの操作は必要ありません。ご協力をお願いいたします。

それでは、ここから先の進行につきましては、菅澤会長をお願いいたします。

【菅澤会長】

それでは、令和2年度第6回石狩市環境審議会を開会いたします。

本日の議題は、今ご案内がありましたように（１）から（６）までありますが、（１）から（３）は、今まで継続審議してきました「第3次石狩市環境基本計画」、「石狩市地球温暖化対策推進計画」、「石狩市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」についての答申ということで、一括して進めていきたいと思います。

環境基本計画については2年間、その他2つの計画については、今年度1年間の継続審議ということで、各委員から出された意見、それから環境基本計画については市民会議で出された意見、そして、それぞれの計画についてパブリックコメントを実施し、それら頂いた意見を整理して作られている最終（案）になります。

事前に、事務局より各計画の最終（案）と答申（案）について提供させていただき、ご意見があればという案内がありましたが、それぞれの計画に対してご意見が特になかったということで事務局から報告を受けております。

つきましては、原案のまま、答申とさせていただきたいと思っておりますが、何かご意見があれば、ここでお願いします。いかがでしょうか。

長原委員、どうぞ。

【長原委員】

「石狩市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」についてですが、三つともそうなのですが、いずれも市民の協力ということがなければ、達成できないものだということは明らかだと思います。そういうことは答申（案）にも書かれていますが、全体の記述の内容として、その市民の協働、協力を得るという部分での協調性を強めるという意味では、もう少し記載があっても良かったのではないかという印象を持っております。しかし、計画全体としては、これまでの審議経過を経て、非常に妥当なものと私は受け止めております。以上です。

【菅澤会長】

ちなみに今の「石狩市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の答申（案）の2というところで、「市、市民、事業者による協働が不可欠であることから、本計画の趣旨や取組内容を広く市民及び事業者にも周知、啓発すること」では、反映されているかなと思います。

よろしいでしょうか。

【長原委員】

はい。

【菅澤会長】

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、答申させていただきます。

(答申書の手交)

【加藤市長】

ただ今、菅澤会長より3つの計画について「答申」を頂きました。

まず一つ目の環境基本計画は、まちづくりの総合計画である私どもの「石狩市総合計画」が目指す目標を、環境面から実現する「環境分野における総合計画」として、策定しているものです。第2次環境基本計画策定から10年が経過し、その間、気候変動が加速するなど様々な環境問題が世界レベルで深刻さを増しております。

このような世界の情勢、国の潮流を踏まえて、今まで以上に積極的な環境施策の推進を図るため、2年間という時間をかけていただき、市民アンケートや市民会議でニーズを把握するとともに、皆様方、環境審議会での審議を経て、この度「第3次環境基本計画」を策定することができました。

本計画の目指す環境像「地域の豊かな資源を活かし 未来へつなぐ 持続可能な共生都市 いしかり」の実現に向けて、市、事業者、そして市民がそれぞれの立場で、それぞれの役割を果たし、積極的に各種環境施策に取り組んでいくことが重要だと考えております。

また、環境施策の具体的な実行計画として、「地球温暖化対策推進計画」と「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の改定も行いました。

昨年12月に本市は、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言しております。

地球温暖化の原因となる二酸化炭素排出の抑制は、「気候変動」や「生物多様性」など、多岐に渡る環境問題の解決に必要な世界レベルでの喫緊の課題であると認識しております。

本市は、今回改定した地球温暖化対策推進計画に基づき、市、事業者、そして市民の皆様との協働によって、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでまいりたいと思います。

三つ目の廃棄物（ごみ）処理基本計画ですが、ごみに関連する問題は市民生活に密接に関わって、皆さんの関心が高い分野の1つであります。ごみの減量やリサイクル、またごみ処理により発生する温室効果ガスの排出抑制など、環境負荷の少ない「循環型」、そして「脱炭素」社会に向け、市民や事業者との協働のもと取り組んでまいりたいと思っております。

最後になります、同時期に並行して、また、コロナ禍の中、3計画のご審議をいただくこととなり、審議会委員の皆様には、大変ご負担をおかけしましたが、長い期間に渡り貴重なご意見とご協力をいただいたことに深く、深く感謝いたします。

本当にどうもありがとうございました。

【菅澤会長】

どうもありがとうございました。ここで一旦、進行を事務局にお返しします。

【事務局 飛鳥課長】

加藤市長につきましては、このあと、他の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

【加藤市長】

大変申し訳ございません。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(加藤市長 退席)

【事務局 飛鳥課長】

次の議題に入る前に、議題（４）及び（５）につきましては、関係説明員として、風力発電事業者様にもお越しいただいておりますので、入室していただきます。

(事業者 入室)

それでは、関係説明員をご紹介します。まず議題（４）について、「(仮称) 石狩市厚田区聚富望来風力発電事業」の関係説明員として、合同会社石狩市厚田区聚富陸上発電所開発部長 渡邊 泰太郎様、合同会社石狩市厚田区聚富陸上発電所 事業部長 中川 智博様、エヌエス環境株式会社 支社長 倉井 規広様、エヌエス環境株式会社 課長補佐 森下 徹様、エヌエス環境株式会社 係長 壁谷 喜信様です。

また、議題（５）「(仮称) 石狩郡当別町西当別風力発電事業」の関係説明員についても、同じく、渡邊様、中川様、倉井様、森下様、壁谷様となっております。よろしくお願いいたします。

それでは、ここから、また会長にお戻しいたしますので、よろしくお願いいたします。

【菅澤会長】

それでは、まず議題（４）に入りたいと思います。「(仮称) 石狩市厚田区聚富望来風力発電事業に係る環境影響評価方法書について」の説明をお願いします。事業者より 20 分程度のお時間で事業説明をしていただき、その後、質疑応答の時間とさせていただきます。

それでは、お願いします。

【エヌエス環境株式会社 壁谷氏】

まず方法書の縦覧状況等についてご説明いたします。方法書の縦覧は昨年 12 月 23 日に開始いたしまして、今年 2 月 10 日で終了しております。縦覧箇所は石狩市役所、厚田支所、石狩市民図書館と、当別町役場、道庁の計 5 か所で実施いたしました。

そのほかに事業者の HP において、インターネットによる電子縦覧を行いまして、常時間

覧可能な状態といたしました。

住民説明会は通常ですと、縦覧期間中に実施いたしますが、新型コロナの感染状況を考えて現在延期しており、4月9日、10日に実施予定でございます。住民説明会の延期に伴いまして、方法書の電子縦覧は説明会まで閲覧可能な状態となっており、意見の募集についても延長しております。また、方法書の前段階であります配慮書につきましても、縦覧期間終了後も継続して公開しておくことが望ましいということで、環境省のHP上で現在公開させていただいております。なお、方法書も同様に環境省のHPで継続して公開する予定でございます。

それでは、事業の概要からご説明させていただきます。

お手元の資料に、水色の外装の方法書があると思いますので、そちらをご覧ください。

まず1ページです。事業者は合同会社石狩市厚田区聚富陸上発電所となります。

続きまして、事業の規模について4ページをご覧ください。事業は陸上風力発電で、風力発電所の最大出力は33,600kW、単機出力4,200kWの風力発電機を8基計画しております。配慮書段階では単機出力の最大を6,000kWで想定しておりましたが、方法書段階では4,200kWといたしました。

対象事業実施区域は次の5ページに示しました、黒枠に囲まれた約490haの範囲となり、場所は石狩市厚田区聚富、望来です。配慮書段階では事業実施想定区域の面積が約927haでしたが、環境配慮等を行いまして、方法書段階では約490haに縮小しています。

具体的な検討につきまして、455ページをご覧ください。着色されている場所が配慮書段階から除外した区域になります。まず一番北側の水色に塗られた範囲ですが、配慮書段階では風力発電機の設置は行わないが工事用道路の新設、または既存道路の拡幅計画の可能性のある範囲としておりましたが、北側からの資材の搬入を行わなくとも可能な風力発電機の配置を検討したことにより、水色の区域を除外いたしました。

続いて黒枠の外周にある、茶色に塗られた範囲ですが、石狩市のゾーニング計画書を参考に、住宅から800mの範囲を除外しております。

そのほかに、東側の緑色の部分は保安林、南側にある薄緑色の部分は植生自然度10の自然草原で、それぞれに配慮して区域から除外し、対象事業実施区域としました。

戻りまして6ページをご覧ください。風力発電機の配置ですが、WT1からWT4までを南北方向に4基、WT5からWT8までを東西方向に4基配置しまして、計8基を対象事業実施区域の尾根上に計画しております。

次に15ページをご覧ください。風力発電機の概要ですが、現段階では機種は未定となっておりますので、単機出力4,200kWの風力発電機の一般的な諸元を掲載しております。これについては機種が決定しましたら、変更になる可能性がございます。

次に16ページをご覧ください。風車の大きさを載せた図がありますが、ハブ高さ約100m、ローター直径が約120m、最大高さが約160mになる予定です。

次のページをご覧ください。工事の全体スケジュールの概要を載せております。現在の想

定としては、着工は2024年春、試運転開始が2026年6月、運転開始時期が2026年9月頃ということで、着工後、概ね2年半で営業運転開始を予定しております。なお、冬季は休工の予定です。

続いて、20ページをご覧ください。こちらが、風力発電機等の大型資材の搬入ルートとなります。石狩湾新港から陸揚げしまして、国道231号を通り、道道81号を通過して対象事業実施区域の南側と東側から搬入する予定です。

次のページが、工事関係車両の主要な走行ルートですが、風力発電機等の大型資材の搬入ルートのほかに、札幌市側から道道112号、道道81号で北上するルートを予定しております。

続いて、25ページをご覧ください。本事業の周辺における他事業の状況となります。図の11番が「(仮称)石狩望来風力発電事業」で、風力発電機2基の自主アセスとなります。こちらは評価書段階で、現在工事中のようです。12番が「(仮称)八の沢風力発電事業」で、準備書段階となっております。18番が「(仮称)石狩聚富風力発電事業」で、配慮書段階となります。また、14番はこの後にご審議いただく「(仮称)石狩郡当別町西当別風力発電事業」で、方法書段階となります。事業計画の概要は以上です。

続きまして、調査の方法についてご説明いたします。326ページをご覧ください。

こちらが環境影響評価の選定項目となります。「発電所アセス省令」で示されている参考項目から事業特性と地域特性を考慮して調査項目を選定いたしました。表の中のグレーに塗られているものが、発電所アセス省令で示されている参考項目で、丸印が今回選定した調査項目になります。発電所アセス省令は昨年8月の改正により参考項目の見直しが行われまして、超低周波音が除外されましたが、対象事業実施区域周辺に住宅等が存在し、住民の方々が超低周波音に対する影響を危惧されていることから評価項目として選定しております。

続きまして、項目ごとの調査方法をご説明いたします。方法はボリュームがありますので、風力発電事業の特性から特に重要と思われる項目についてご説明させていただきます。

まず341ページをご覧ください。施設の稼働による騒音、風車による騒音ですが、基本的には環境省の「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」に準拠した調査を実施いたします。

残留騒音の調査地点ですが、346ページをご覧ください。4地点の調査地点を想定しておりますが、NG1からNG3は風力発電機の最寄りの住宅等を選定しております。また、NG4につきましては風力発電機の最寄りの配慮が特に必要な施設として、特別養護老人ホーム付近に設定しております。

続きまして、風車の影、シャドーフリッカーについて359ページをご覧ください。風車の影の影響は、ローター直径の10倍の範囲内で発生するとされております。本計画のローター直径は120mですので図に示しました1.2kmの範囲がローター直径の10倍の範囲となります。ただ、風力発電機は尾根上の高い位置に設置されますので、影がより遠くまで到達す

る可能性があります。よって対象事業実施区域から2kmの範囲を調査地域としております。予測については風車の影の影響時間をシミュレーションにより予測いたします。

続いて、動物に関する調査ですが、中でも風力発電機への衝突が懸念されますコウモリ類、希少猛禽類、渡り鳥についてご説明いたします。

365 ページをご覧ください。表の真ん中辺りですが、まずコウモリ類についてです。調査法といたしまして、捕獲調査とバットディテクターを用いた調査を実施いたします。

捕獲調査はかすみ網、またはハープトラップを用いてコウモリ類を捕獲して、どのような種類のコウモリが生息しているのか確認いたします。

バットディテクターによる調査は任意踏査と高所自動録音の2種類を実施いたします。任意踏査は夜間にバットディテクターを持ちながら移動してその場所をコウモリが利用しているかを面的に把握いたします。

高所自動録音は高さ約50mの風況観測塔に、30mと50mの高さにマイクを設置して、春から秋にかけて継続して音声を録音いたします。これによって風車に衝突する可能性のあるブレード回転域と回転域より下側でのコウモリ類の活動量を把握いたします。

続きまして希少猛禽類について378 ページをご覧ください。調査は図に示しました11点のうち出現状況等に合わせて、一日当たり5点を選定して定点調査を実施いたします。定点調査は定めた地点で観察を行い、猛禽類の飛翔ルート、飛翔高度等の記録を行います。この結果を基に風車のブレード回転域を飛翔したものを整理して、風力発電機への衝突確率を算出して影響の予測をいたします。

次のページが渡り鳥の定点調査地点ですが、こちらにも希少猛禽類と同様、より広域に設定した調査地点で、渡りルート等の観察を行います。そのほかにも渡り鳥調査につきましては専門家の先生にヒアリングを行いまして、小鳥類の渡りを把握するための带状区調査、夜間に渡っている鳥類を把握するための鳴き声の録音調査と船舶用レーダーによる調査を行いまして、渡り鳥の飛翔ルートを把握いたします。

次に景観ですが、406 ページをご覧ください。対象事業実施区域に風力発電機が建設された場合の景観を予測するため、図に示しました青丸の主要な眺望点6か所で調査を実施いたします。調査時期は景観の状況が大きく異なる、葉のついている時期、紅葉期、落葉期、積雪期に撮影を行い、フォトモンタージュを作成いたします。

また、主要な眺望点のほかに408 ページに示しました、地域住民が日常生活上、慣れ親しんでいる場所、ここでは「日常的な視点場」としてありますが、こちらにおいても同様に撮影を行い、フォトモンタージュを作成し、眺望景観の変化を予測いたします。

以上のような方法での調査を予定していますが、今後ご意見や、ご審議いただいた内容を基に修正を行い、現地調査を進めてまいりたいと考えております。方法書の説明は以上です。

#### 【菅澤会長】

ありがとうございます。



まずゾーニングの確認をしましょうか。今回の対象事業実施区域が石狩市のゾーニングでは何色とされているのか、その主たるレイヤーは何かということはわかりますか。

【石井委員】

要約版の 142 ページにあります。

【菅澤会長】

係る項目が一目瞭然ではありませんが、まずは一番わかりやすい住宅等から 800m の範囲は除外していただいたということで、石狩市のゾーニングの運用について配慮いただいたのではないかと思います。

ゾーニングについてのその他の検討というのは、御社では何かされましたか。

【エヌエス環境株式会社 壁谷氏】

本編 458 ページをご覧ください。こちらが今回風力発電機の配置とゾーニングエリアの関係を示したものでございますが、基本的には風力発電機につきましては、環境保全エリアには設置しない計画としております。また、456 ページをご覧くださいますと、各風力発電機の設置を予定しております地点について、ゾーニング計画において配慮が必要な項目を丸印で示しております。鳥につきましては 457 ページで示した配慮を行っていく方針でございます。

【菅澤会長】

わかりました。確かに紫色の環境保全エリアは避けて、薄茶色の調整エリア A のところを選んでいただいているので、石狩市のゾーニングは配慮されていると言えそうですが、調整は、今後 456 ページの項目を個別にしていくということですね。

では、前提として私が先に質問をしてしまいましたが、皆さんの方からご意見・ご質問を随時お願いいたします。

今回は長谷川委員と高橋副会長が欠席ですので、騒音と鳥の関係について、我々ではわからないところもあるので、今回は項目を絞らず、それぞれご意見・ご質問という形で行こうと思います。

藤井委員どうぞ。

【藤井委員】

本編の 346 ページの図 6.2-2 ですが、矢印が NG1、NG2、NG3、NG4 とありますが、矢印の先に何も書いていないところがあります。例えば、一番東の検討位置から矢印を引っ張ってあり、約 0.9 km と書いてあるのですが、行きつく先がありません。矢印と丸印の対応関係がよくわからないのですが、これはどういうことなのでしょう。

【エヌエス環境株式会社 壁谷氏】

丸印が風力発電機になりますが、基本的には風力発電機から一番最寄りの住宅との間に矢印を引いて、距離を示しております。ただ、NG1 につきましては、対象の風力発電機から一番近い住宅が 1 km のところにございますが、その東側にも風力発電機がございまして、これらの累積影響を考えますと、より東側の住宅の方が、騒音が大きくなる可能性がございますので、そちらを選定しました。

【藤井委員】

この一番右の 0.9 km と記載されているものは何なのですか。

【エヌエス環境株式会社 壁谷氏】

そちらは、一番東側の風車から一番近い住宅なのですが、先ほどの一番西側の風力発電機から 1 km という住宅との間が、おそらく累積影響でいくと、騒音が高くなると思いますので、その間に NG1 を設定しております。

【藤井委員】

そういう場合はどこかに書いておいていただけると良いと思います。どこかに書いてありますか。

【エヌエス環境株式会社 壁谷氏】

344 ページの表 6.2-6 に NG1 の設定根拠として書かせていただきました。

【藤井委員】

図に矢印を引っ張ってあるので、矢印などについては図の中に注釈を入れるなり、いわゆる記号などは全部図の中に表記しておいた方が良いと思います。説明する方もされる方もやはり大変ですし、勘違いさせてしまう。また期間が空くと忘れてしまいますし、その辺りを少しご検討願います。

【エヌエス環境株式会社 壁谷氏】

わかりました。ありがとうございます。

【菅澤会長】

ほかにはどうでしょうか。長原委員どうぞ。

【長原委員】

ありがとうございます。離隔距離の話ですが、事業実施想定区域から 1.2km までの範囲に

住宅が 86 戸存在しますよね。先ほど菅澤会長からお話があったとおり、それらの石狩市がゾーニング計画の中で示した数字は、かなり色々な苦勞をされて作ったものですので、一応そこからは離隔距離を取るように努力するというような記述にはなっておりますが、その記述が全体で何となくあいまいと言うと少し失礼かもしれませんが、そのような印象を受けます。

風車そのものの設置位置については、相当慎重にやらなければ、800m という距離を確保するということは、なかなか難しい設置方法になるのではないかという気がします。その点はどのように考えておられますか。

知事意見でもその点は非常に累積的影響評価と合わせて、重視しているように見えますし、私どもも同様の意見を持っておりますので、この石狩市で作られたゾーニング計画を厳守していただくと言いますか、重視していただくということをぜひこの場ではっきりと表明していただければ良いのではないかと思います。

それから二つ目に地形の関係ですが、ご承知のとおり、この地域一帯は石狩丘陵及び望来段丘と、非常に重要な地形になっています。そのような点から、工事の方法等についても、現在の地形の変形・変異を伴わないような、十分な配慮ということはぜひお願いしたいと思っていて、そういうことを注意しますということは書かれていますが、なお、この場で強調し、お願いしておきたいと思います。

それから、また同じ意味で、森林の伐採量については、まだ工事が決まっていないので不明だという記載になっているのではないかと受け止めましたが、ご承知のとおり、周辺は農業も盛んに行われておりますので、以前にも一度指摘しましたが、工事に伴う汚濁水について、木の伐採量によっては、工事中のみならず、工事終了後も懸念されますので、水に与える汚濁等の影響を極力低減していただき、なくしていただきたいと思っています。そのためには木の伐採量についても、最小限に抑えるような、方法をぜひ検討していただきたいと思います。

特に農業に与える影響については、農業関係者から懸念する声を聞いていますので、その辺りのところについて、さらに今後の工事の進め方を含めた、工事後の在り方についても、どのような検討をされているのか、一応、それなりには書かれていますが、どうもはっきりしないところもありますので、今一度ご説明いただければと思います。以上です。

#### 【エヌエス環境株式会社 壁谷氏】

まず住宅から 800m の離隔ですが、455 ページをご覧くださいませ。今回風車を建設する範囲としまして、対象事業実施区域というものを、この図の黒枠で囲まれた範囲を設定しております。

方法書の前段階の配慮書では、住宅から 500m の離隔距離を取って、区域を設定していましたが、今回住宅から 800m 離して区域を設定しました。茶色の部分がその 300m の差になります。今回この茶色の部分を除外しましたので、この黒枠から住宅までは最低 800m 離れ

ているという状況になります。その中で風車の配置を検討いたしますので、800m 以上の離隔は確保されていると認識しております。

続きまして、重要な地形ですが、こちらに関しまして、今後、準備書段階に移るときに、資料収集等を行いまして、石狩市の重要な地形の特性等を把握し、改変等を最小限に抑えるような計画で進めさせていただきたいと思います。

また、水の濁りですが、今回風力発電機を建設するに当たりまして、河川の改変等を行わない予定としております。ただ、搬入路とヤード等を建設した場合に、濁水が流入する可能性がございますので、こちらに関しても予測を十分に行いまして、適正な計画を進めていきたいと考えております。

#### 【長原委員】

累積的影響評価について、情報を入手したら行うというような書き方になっていますが、情報入手ということの以前に、すでに他の事業計画等は具体的に示されて、発表されていますから、それを用いれば、直ちに累積的影響評価についても、環境調査できると言いますか、計算できるものと思われませんが、この準備書の策定前に調査される予定はありますか。いかがでしょうか。

#### 【エヌエス環境株式会社 壁谷氏】

累積的影響に関しましては、環境アセス手続きの準備書の次に当たる評価書で、風車の配置が確定した段階で、予測対象といたします。というのは、準備書の段階で出された風車配置につきましては、まだ評価書の段階で変わる可能性がございますので、前段階で累積的影響を行いまして、計画を作ってしまうと、逆に環境影響が大きくなる可能性もございますので、他事業者の評価書が出された段階で、累積的影響評価を行いたいと考えてございます。

#### 【長原委員】

そうしますと、他事業者の事業との関係で前後してしまう可能性がありますよね。そうすると後付けで出てきたものとの評価はされないまま事業は進むという事態も考えられますが、その辺り、もう少し積極的な調整はできないのでしょうか。

#### 【エヌエス環境株式会社 壁谷氏】

例えば、今回ご審議いただいている2件の場合ですと、聚富望来の方と当別町の方で事業を予定しておりますが、こちらは同一事業者ですので、調整は可能ですが、事業者が違う場合は、準備書段階で確定なのか、評価書段階で確定なのか、計画がいつ変更になるかわからないので、難しいと考えております。

【長原委員】

大きな住民不安の一つの要素としては、そこがありますので、その点を十分踏まえて、今後の計画を進めていただきたいと、あえて強くお願いをしておきたいと思います。以上です。

【エヌエス環境株式会社 壁谷氏】

承知いたしました。

【菅澤会長】

私からも今の点についての質問ですが、先ほど藤井委員の質問に対して、346 ページの 0.9km の距離の住宅よりも NG1 の方が累積で騒音があるのではないかということで NG1 を調査地点に選んだという答えだったことと、今の長原委員の質問に対して、評価書まで進んでいるものは、累積を考慮するという答えであったので、25 ページと 346 ページを見比べているのですが、今、対象事業実施区域周辺で評価書まで行っているものが、自主アセスではありますが、11「(仮称) 石狩望来風力発電事業」で、2 基あります。これを見ると、346 ページの右側の風車から 0.9km の距離の住宅と、この 11 の事業の風車が近いような気がして、累積的な影響がありそうな感じがしますが、その辺りはどのような検討があったのでしょうか。

【エヌエス環境株式会社 壁谷氏】

予測を行う場合に関しては、11 の事業は評価書まで行っておりますので、風車の位置は確定されていると思いますので、累積的影響の方を予測いたします。

【菅澤会長】

そうすると NG1、NG2、NG3、NG4 にプラスで右上の風車から 0.9km の距離の住宅も測った方が良くはないでしょうか。

【藤井委員】

違う環境だったら測った方がいいですね。

【エヌエス環境株式会社 壁谷氏】

実際、現地踏査いたしまして、その辺り、検討させていただきます。

【菅澤会長】

確認ですが、NG1 のところは、累積的影響の可能性があるとっているのは、既存の風車だったのでしょうか。

【エヌエス環境株式会社 壁谷氏】

いえ、NG1 に関しては、本事業の風車についてです。

【菅澤会長】

わかりました。

風力発電がこの地域に集中してしまっているのも、累積的影響というものをどうするのか。先行者は、なかなか調整しようがないということはおっしゃるとおりなのですが、権利関係としては、あと2年後の工事を目指しているとなると、今の8基の敷地、あるいはローター径くらいの土地の権利はすでに取得や賃借で押さえている状態なのでしょうか。

【合同会社石狩市厚田区聚富陸上発電所 渡邊氏】

概ね風車を設置する位置を予定しておりますところは、地権者の方とお話させていただいて、取得させていただいている部分も多数ございます。

ただ、これもエヌエス環境株式会社様からもご説明がありまして、現段階で、方法書段階で評価をして、ここではだめですということで、配置を変更する可能性が十分あるので、その際はまた影響評価を加味して、設置できる場所をこちらの方で選定させていただいて、準備書、評価書と提示させていただこうと考えております。

【菅澤会長】

わかりました。権利関係というのは、そこを押さえていると、後の人はさすがに同じところは二重に借りられないと思うので、ある程度累積的影響が防げるのではないかという意味での質問だったのですが、先行事業者としては累積的影響がないように配慮はしていただきたいと思います。

【合同会社石狩市厚田区聚富陸上発電所 渡邊氏】

かしこまりました。

【菅澤会長】

ほかはどうでしょうか。藤井委員どうぞ。

【藤井委員】

累積的影響関係で、やはり先行事業者の出足によっては、あるいは、コロナ禍で住民説明会などが多少ずれ込む、あるいは調査等を考えると、事業開始が多少繰り下がる可能性があるということは、それは厭わないということでよろしいのでしょうか。

【合同会社石狩市厚田区聚富陸上発電所 渡邊氏】

はい、委員のおっしゃるとおり、現状コロナ禍で、北海道庁さんも含め、多少協議が遅れている部分がございますので、多少事業自体が後ろにずれ込む可能性はあります。

【藤井委員】

わかりました。ありがとうございます。

【菅澤会長】

ほかはよろしいですか。石井委員どうぞ。

【石井委員】

また少し大きな話になってしまいますが、まず二つ。

一つ目はこのゾーニングの認識を聞きたいのですが、環境保全エリア、それから調整エリアA、B、Cと、このようなレベルにあるという前提で、環境保全エリアを避けられたということはわかります。ですが、調整エリアAというエリアも、BとCと比べると、極めて色々な環境保全措置を講じる必要性が高いエリアです。ゾーニングをした側の気持ちからすると、ほぼ環境保全エリアに近いという認識でいるということです。

それに関して事業者さんの認識と言いますか、これならいけるというような感覚なのか、これはかなり難しいが、チャレンジするようなイメージなのかというところをまずお聞きしたいということと、それに対して、457ページの「環境配慮情報と対応方針」にはそれぞれ対応方針が書いてありますが、これには結構思い切ったことを書いていて、例えば、「影響回避又は十分に低減するよう」と書いているのですが、調査をしていく中で、これがどの程度の配慮をしていただけるのか、調整エリアAというところにあえて事業をするということに関して、どの程度の環境配慮をしていただけるのかというところが、この調査段階ではわからない気がします。その辺りはいかがでしょうか。

【エヌエス環境株式会社 壁谷氏】

まず調整エリアAで実施するということについてですが、実際、調整エリアB、Cにつきましては、配慮書の段階で検討はさせていただいたのですが、かなり山の奥の方に設定されており、実際にそこまで搬入路等を作成した場合の環境影響や事業性を考慮しますと、難しいという判断で、今回この区域を選定させていただいております。

対応方針ですが、実際、「十分に低減するよう」という記載は、鳥のところはかなり多いと思いますが、おそらくゾーニングをされたときは、似たような環境を調査して、それを市全体に当てはめて評価していると思うのですが、今回実際に現地調査を行いまして、どのような環境か、確実に把握しまして、それに対して影響が低減できるような計画にしたいと思っております。

【石井委員】

忘れないでほしいのですが、「回避又は十分に低減」と書いていますので、十分に低減ということと、回避ということが、これから調整するうえでどのような意味を持ち得るのか。あるいはその調整エリアAは周りが環境保全エリアで、たまたまメッシュの書き方で漏れたような地域だとも片方で言えますよね。決して、ここが良いとは言っているわけではありませんよね。そのような認識を十分に持っていて、調査はしなければわからないので、調査することは良いと思いますが、そのような視点で、調査結果を踏まえた事業計画というものが問われるのではないかという気がします。

そのような意味で、次に審議する事業も同じですが、事業の目的という部分が、報告書のようで、どうなのだろうと思うのですが、もう少し地元配慮した、ある意味、環境保全エリアではない、あえて調整エリアAに建てるということを踏まえた、最初の事業目的をしっかりと書かないといけないのではないのでしょうか。この2件の事業の方法書はどちらも同じような事業目的が書かれていて、まちと計画が書き換わったようなものになっています。

この一枚目は事業者としての姿勢が問われると私は認識していて、あえて今日、これと言いますが、やはり「地元経済の成長に貢献すること」と皆書くのです。環境だ、社会に応えるのだ、などと書きますが、それが具体的に何なのかというところまでは書かれていません。当然これは評価書なので、そういうことは報告書の内容には書けませんが、この事業の目的など、そういった大きなところにはそのような配慮、そういった地元への事業、なぜこの事業をやるのか、なぜここを選んだのか、そういうところまで踏み込んで説明していただくと、これからの住民説明会などには良いのではないかという気がします、いかがでしょうか。

【合同会社石狩市厚田区聚富陸上発電所 渡邊氏】

今の委員のご発言、事業者としては参考にさせていただいて、事業の方は進めさせていただきたいと思っております。このゾーニングの件に関しては、弊社の方も経験がなく、環境保全エリアへの設置は間違いなくだめだという認識は持っておりますが、調整エリアAにつきましては、委員のおっしゃるとおり、確かに、ハードルは高いものであって、メッシュで漏れたものなのかもしれませんが、弊社としては、エヌエス環境株式会社様に環境影響の評価をお願いして、こちらのエリアで事業ができるのかどうか判断し、できるのであれば事業をやっていききたいと考えております。事業をするに当たって、住民の皆様はどういった貢献ができるのかということも、今後しっかりと考え、住民説明会でも説明をしていきたいと思っております。

【石井委員】

よろしくお願いします。



【合同会社石狩市厚田区聚富陸上発電所 渡邊氏】

はい。ご意見ありがとうございました。

【菅澤会長】

松島委員どうぞ。

【松島委員】

408 ページの日常的な視点場についてですが、今までの特徴的な視点場に日常的な視点場というものを加えていただいたことは非常に良いと思います。その中で、北側の集落のエリアが、可視領域で見ると、ほとんどが可視領域に入っていて、これはどこに造るかによると思いますが、それを考えたときに、今回選定したこの正利冠会館の周りは何となく白く抜けているので、おそらく可視領域から外れているようなところになっていて、見えなさそうだから今回ここは評価対象から外すということが書かれているのですが、これを見ると、道路沿いにずっと集落がつながっていて、ほとんどの家屋は可視領域に入っている状態になっていることと、あと、先ほど 25 ページのほかの事業計画と関連して考えると、例えば、東側の五の沢のところも、もう少し上の方の、先ほどの 346 ページの騒音を測るところで言えば、集落で一か所、NG3 という住宅で、測っていますが、実はこの辺りが 25 ページのほかの事業計画などと併せて考えると、隣の「(仮称) 八の沢風力発電事業」とも隣接していて、累積影響なども大きいのではないかと思われるところなので、やはりこの辺りの評価というものも、他部の項目も合わせるという意味で、採っておくと良いのではないかと思います。いかがでしょうか。

【エヌエス環境株式会社 壁谷氏】

まさしく、北側の正利冠会館のところは、道庁の方からもそのようなご意見を頂いておりまして、実際、ほかに会館のようなものはございませんが、景観的によく見えるような橋の上など、現地調査をしまして、検討していきたいと考えております。

【松島委員】

東側はいかがですか。五の沢の少し上の、五の沢ふれあい研修センターよりも上の辺りについて。

【エヌエス環境株式会社 壁谷氏】

そうですね、住宅がございまして、本事業は西側ですが、東側に「(仮称) 八の沢風力発電事業」の計画もございまして、こちらの方も現地調査して、景観的に見えるようであれば、検討していきたいと思います。

【松島委員】

よろしくお願いします。

【菅澤会長】

ほかはいいでしょうか。

では、議題（４）についてはこれで終了させていただきます。

続きまして議題（５）に入ります。「（仮称）石狩郡当別町西当別風力発電事業に係る環境影響評価方法書について」の説明をお願いします。事業者より 20 分程度で事業説明をしていただき、その後、質疑応答の時間とさせていただきます。

それでは、よろしくお願いします。

【エヌエス環境株式会社 壁谷氏】

まず同様に方法書の縦覧状況等についてご説明させていただきます。

方法書の縦覧は令和３年２月３日に開始いたしまして、令和３年３月８日で終了しております。縦覧箇所は石狩市役所、石狩市民図書館、そのほか当別町役場、当別町総合福祉センター、西当別コミュニティーセンターの計５か所で実施しました。そのほか、事業者 HP においてインターネットによる電子縦覧を行いまして、常時閲覧可能な状態といたしました。住民説明会は新型コロナの感染状況を鑑みて、延期しておりましたが、令和３年４月９日から 11 日の３日間に実施予定でございます。方法書の電子縦覧期間と意見の募集については、住民説明会の延期に伴いまして、延長としております。また、配慮書につきましても、縦覧期間終了後も、環境省の HP 上で公開しております。また、本方法書も同様に継続して公表していく予定でございます。

それでは事業の概要からご説明させていただきます。

お手元に緑の外装の方法書があると思いますので、そちらをご覧ください。事業者は合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所となります。１ページをご覧ください。事業者は合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所となります。

続きまして、事業の規模につきまして、４ページをご覧ください。事業は陸上の風力発電となります。風力発電所の出力は最大 50,400kW で、単機出力 4,200kW の風力発電機を 12 基計画しております。こちらの計画は配慮書段階と変更はございません。

対象事業実施区域は次の５ページに示しました、黒の実線で囲まれた範囲と、点線で囲まれた範囲を合わせた約 697ha の範囲となります。

場所は当別町上当別、弁華別で、石狩市での計画はございません。対象事業実施区域の点線で囲まれた範囲は、風力発電機は設置しないが、搬入路等の新設、既存道路の拡幅等の計画の可能性がある範囲となります。

配慮書段階では事業実施想定区域の面積が約 1,380ha でしたが、環境配慮等を行いまして、方法書段階では約 697ha に縮小しております。具体的な検討について、457 ページをご覧ください。

こちらの図の着色されている場所が配慮書段階から除外した区域となります。まず一番北側の水色に塗られた範囲ですが、こちらは北側からの大型資材の搬入を行わない計画としたことにより除外しております。

続いて東側の緑に塗られた範囲ですが、こちら植生自然度 9 の自然林に配慮して区域から除外しております。

次に南西側にある水色に塗られた範囲ですが、こちらも同様に自然度 9 の自然林を配慮して区域から除外しております。

そのほかに、グレーに塗られた範囲を事業性の観点から除外しまして、それに伴ってオレンジに塗られた範囲が、搬入路や既存道路の拡幅を行わなくなったため、除外して、残りを対象事業実施区域に設定いたしました。また、赤の点線で囲まれた範囲につきましては、保安林の範囲を詳細に確認しまして、範囲を修正した箇所になります。

続いて、6 ページをご覧ください。風力発電機の配置ですが、石狩市と当別町の境界に沿って当別側に南北に 12 基を計画しております。

次に 18 ページをご覧ください。風力発電機の概要ですが、機種は現段階では未定ですので 4,200kW の風力発電機の一般的な諸元を掲載しております。これについては機種が決まり次第変更になる可能性がございます。

次に風車の大きさを載せた図がありますが、ハブの高さ約 100m、ローター直径 120m、高さが最大 160m になる予定です。

次のページをご覧ください。工事の全体スケジュールの概要を載せております。現在の想定としましては、着工は 2024 年 8 月、試運転開始時期が 2026 年の 10 月、運転開始時期が 2027 年 1 月頃を予定しております。なお冬季は休工予定としております。

続いて 23 ページをご覧ください。風力発電機等の大型資材の搬入ルートとなります。すみません、こちらの図は誤りがありましたので、修正させていただきます。こちら北上するルートが 3 本ございますが、正しくは真ん中と右側のルートは削除になりまして、一番左側の海沿いを北上するルートが大型資材の搬入ルートとなります。陸揚げは石狩湾新港から行いまして、国道 231 号、道道 81 号を経由して、対象事業実施区域の南側と西側から搬入する予定です。

次のページをご覧ください。工事関係車両の主要な走行ルートですが、大型資材の搬入ルートのほかに道道 112 号、真ん中の北上するルートですが、これと、あと国道 275 号で江別当別を通り、北上するルートを予定しております。

続いて 29 ページをご覧ください。本事業の周辺における他事業の状況ですが、本事業の北西側に 4 件計画がございます。本事業の対象事業実施区域と重なる事業は現在のところございません。事業計画の概要は以上です。

続きまして調査の方法についてご説明いたします。332 ページをご覧ください。こちらは環境影響評価の選定項目になります。発電所アセス省令で示されている参考項目から事業特性と地域特性を考慮して評価項目を選定いたしました。グレーに塗られているものが発

電所アセス省令で示されている参考項目で、丸印が今回選定した評価項目になります。本事業についても対象事業実施区域周辺に住居等が存在し、住民の方々が超低周波音に対する影響を危惧されていることから、超低周波音を評価項目として選定しております。

続きまして、項目ごとの調査方法をご説明いたします。基本的には先ほど審議いただきました「(仮称)石狩市厚田区聚富望来風力発電事業」と同じ考え方で方法を選定しておりますので、先ほどご説明していない項目を中心に説明させていただきます。

まず 361 ページをご覧ください。こちらは水の濁りに関する調査地点ですが、対象事業実施区域を集水域とする水系に、調査地点を設定しております。予測に当たっては土壌の状況も必要となりますので、次のページに示しますように対象事業実施区域内の異なる土壌区分の位置で土壌調査を実施いたします。

続きまして、植物に関する調査について、392 ページをご覧ください。上の表に調査方法を記載しております。植物の一般的な調査として、調査地域に生育している植物の種類を把握する植物相調査、植物群落の分布を把握する植生調査を実施いたします。そのほかに、巨樹・巨木は植物としてはもちろんのこと動物の住みかとしても重要なことから、大径木調査を選定しております。また、工事により外来植物の分布が拡大することを防止するため、工事前の外来植物の分布状況を調査いたします。

続いて、生態系に関する調査ですが、395 ページをご覧ください。現時点ではすべての生態系に適応可能な調査手法を確立することが困難であることから、上位性、典型性、特殊性の視点から注目される生物種を選びまして、これらの調査をとおして、生態系に対する影響の程度を把握いたします。

本事業では、既存資料から 399 ページに示しました、生態系模式図を作成いたしまして、対象事業実施区域の環境と前倒し調査の結果を踏まえまして、上位性注目種としてチュウヒとハイタカ、典型性注目種としてネズミ類を選定しております。これらの種について、402 ページ、403 ページで示しましたフローのとおり、各種の生息状況、営巣環境、餌資源量、調査地域の環境を調査・整理して影響予測を行ってまいります。

次に人と自然との触れ合い活動の場ですが、415 ページをご覧ください。工事用資材等の搬出入に伴う交通量の変化から、人と自然との触れ合い活動の場へのアクセス性の変化、利用特性の影響を予測いたします。調査地点は工事用関係車両の主要な走行ルートを基に、影響が予測される地点を選定しています。

以上が方法書の説明となります。

#### 【菅澤会長】

ありがとうございました。では、今回も特に項目を絞らずに、随時ご意見・ご質問をお願いしたいと思います。どうでしょうか。

藤井委員、どうぞ。

【藤井委員】

ありがとうございます。ある意味、先ほど審議した事業の方法書と見比べられるということは、非常に良いのですが、こちらの事業の457ページでは事業性の観点から除外したエリアがありますが、これはどういう理由によって除外したのですか。この事業性というものは具体的に何があるのですか。ぱっと見た中では記載がなかったのですが、これは先ほどの事業とは違う点だと思います。その点に関してはどうですか。

【合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所 中川氏】

回答します。「事業性の観点から」という言葉が、もしかしたら誤解される表記だったかもしれませんが、計画していく中で、風力発電機をなるべく尾根筋に乗せていきたいという思惑がありまして、この観点で、ここは搬入路にもなりえない、標高も低い、あと保安林が近い、住宅から近いなど、色々な総合的な判断で、ここは方法書段階では事業エリアにする必要はないだろうという協議のもとに除外したという意味での記載ですので、事業性という意味でというよりは、簡単に言えば、ここは必要ないエリアになってくるという意味での削除の意味合いが強いかと思います。

【藤井委員】

まず一つは、やはりそこにぼんと事業性という言葉が出てくると自体が、方法書としては足りないと思います。その前に法規など色々項目がありますよね。ですから、そこに書いておく必要があるだろうと思います。

私が懸念したことは、先ほど審議した事業と違い、方法書本編の19ページ、「3. 変電施設等」にありますように、こちらの事業は送電線が担保されていない点です。少なくとも前の事業では送電線に関するこの一行はありませんでした。こちらは「送電線及び系統連系地点については検討中であり」となっており、送電線が担保されないということが、事業性と関係があるのかと私は思ったのですが、送電線が担保されていないということは、全部好きな位置でやるのか、あるいはどうするのだろうか。送電線を引っ張るとなると、また違う工事が発生するわけですよね。そのところはどういうご説明をいただけるのでしょうか。

【合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所 中川氏】

送電線という面に関しては、基本的にそれも含めて削除していった思惑もありますが、風車の配置が大体南から北に向かっているのは、風車ごとに私どもが稼働後も管理のために使用する、管理用道路沿いに送電線を埋設していくことを考えて、最終的に西当別変電所に近い方向に風車を配置しているというもので、この事業性の観点から削除したグレーの部分に関しては、送電網としてもあり得ない、有効性がないエリアということで捉えております。

【藤井委員】

そうすると 19 ページの記述と 457 ページの図に若干相いれない部分があると思います。今回、区域から除外していない場所であれば、送電網の観点担保されるということですか。19 ページの送電網の記述が少し問題なのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

【合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所 中川氏】

そうですね、少しここに記載されていないことを申し上げたいのですが、変電設備に関しては、すでに経済産業省との FIT 申請の協議の中で、具体的に土地の取得及び北海道電力様との送電網の調整をしており、こちらの書面はあくまで方法書のため、いわゆる送電ルート部分を担保しているという意味では、確かに十分に書いていない部分があると思っています。

【藤井委員】

環境審議会でするので、事業性のところは範疇にないかもしれませんが、2027 年というと、7 年先の話で、今ノンファーム型接続などが出てきている中で、送電網との関係というものは、整合性を取らせておかないと、せっかくアセスをしたが、事業として成り立たないなどということであれば、何のためにアセスをしたのかということになりかねないと思います。それが、今回の事業と先ほど審議した事業で違う点で、気になったところです。

【合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所 中川氏】

実際、北海道電力様に対しての送電ルートのイメージなども図式で表示して、蓄電池はここに置いて、こういった仕様で、この面積を使いますというものはすべて計画の中にあるのですが。

【藤井委員】

役所の都合で、ここではこう書かないといけないということですか。今のご説明だと、19 ページの最後の一文はいらないのではないかと思うのですが。

【合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所 渡邊氏】

確かに、委員のご指摘のとおり、まず事業性の観点という言葉が紛らわしく、誤解を与えてしまう部分があると思うので、エヌエス環境株式会社とお話をしつつ、添削するところは添削させていただいて、次の方に進みたいと思っております。

この対象事業実施区域から除外した部分につきましては、中川の方から説明がありまして、当初配慮書では環境アセス調査の範囲を広く設定させていただいて、少し答えが重複しますが、風車を設置しない、搬入ルートになりえないところを削っていき、環境アセスを行うエリアを少しでも狭めた方が、より詳しく調査できるのではないかとご

指摘があり、減らせるところは、減らしているという経緯でございます。

送電線等につきましては、まだラフではありますが、概ね弊社の方でも考えている部分がありますので、そちらの方も盛り込めることがあれば盛り込んでいきたいと思っておりますが、方法書を作る段階で、そこが決定していなかったのもので、決定していないものを載せるということは考えづらかったのもので、このような文面になってしまいました。

【菅澤会長】

加藤委員、どうぞ。

【加藤委員】

専門の方ではないので、一件教えてもらいたいのですが、国土法の関係で 220 ページの土砂災害危険箇所について、226 ページの図を見ると、青ラインが何本か入っています。先ほど審議した事業については、私も現地をよく知っているので、何となくイメージできますが、こちらの方は隣町で、全然現地のイメージができないのです。それで、この図では危険箇所のラインが結構入っていますし、危険箇所が存在するというように 220 ページに記載されているので、少しこの辺りの考え方を教えていただきたいと思います。

【エヌエス環境株式会社 壁谷氏】

226 ページの山地災害危険地区の状況ですね。山地災害危険地区は区域の中にいくつかありますが、主に谷の中になっておりまして、こちらに関しまして、地形の専門家の方にヒアリングをいたしまして、風力発電機を建てるのは尾根上ですので、谷の中を改変しないのであれば、特に影響はないということでお伺いしております。

【加藤委員】

設置方法など、色々な土木的なことが絡んでくると思うのですが。

【エヌエス環境株式会社 壁谷氏】

危険な区域として指定されている状況でございますので、この辺りは注意して計画の方を進めてまいります。

【菅澤会長】

ほかはいかがでしょうか。

長原委員、どうぞ。

【長原委員】

いくつかお尋ねしたいと思います。まず低周波音を含む騒音についてですが、これは全体

としてどうもピンと来ません。非常に記述があいまいだと思います。

先ほど審議した事業と同じことが言えるのですが、今度の風車は稜線に従って建てますよね。今まで色々な方法を聞いていますと、騒音、低周波は稜線から谷間に落ちて、木霊のように響き渡って、想定よりも大きな影響を与えるということも言われています。そういうことも含めて、付近に住宅地もありますので、やはりもう少し騒音及び低周波音に対する調査をしていただき、それから離隔距離の確保という明確な方針をお示しいただくことが、住民不安を払拭するうえでも必要ではないかと思います。

また、累積的影響評価についても、すでに計画されている厚田区における事業の風車とも近い距離にありますので、先ほどもお答えがありましたが、現在確定しているものもあると思いますので、ぜひきちんとした形でやっていただきたいということをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、送電線の話にも出ていましたが、他行政区の話をしていいかわかりませんが、当別のある町内会では送電線が通るという計画を聞いて、町内会としてお断りすると聞いています。具体的にそのような町内会も出てきています。その結果、送電線の計画を変更せざるを得ないとお聞きしておりますが、この辺りはどういう状況になっているのか、きちんと確保できるのか、また、その際、地元の方々が懸念されたと聞いているのは、付近にある農地への影響です。農地への影響という点で、例えば、先ほど指摘しましたような、工事から流れ出る水は、当別川の材木川などに流れ込むわけですが、この川はかなり広く農業用水として使用されていると聞いているので、その辺りへの影響は心配されるところです。それについて懸念が払拭されるような対策などを十分に取られるご予定かどうかという点を、あえて確認しておきたいと思います。

いずれにせよ、地元の合意は大変重要だと思いますので、地元歓迎されない事業では色々な問題が起きると思います。従って、ぜひきちんとした地元の合意が得られるような対策を取った事業の進め方をお願いしたいと思っておりますが、その辺りの取り組み方についても、基本的な考え方について、お伺いしておきたいと思います。以上です。

【エヌエス環境株式会社 倉井氏】

騒音の方についてお答えいたします。本編の 353 ページで騒音の調査地点をお示ししておりますが、北海道庁さんからも同じようなご指摘を頂いておりまして、調査地点をもう少し増やすようにと言われております。風車に近いところから調査地点を設定しておりますが、低周波等の特色から考えると、今ご指摘があったとおり、遠くまで音が及ぶという可能性もあるので、調査地点を増やして、もう少し詳しく調査していこうと考えております。騒音は以上です。

【エヌエス環境株式会社 壁谷氏】

累積的影響につきましては、先ほどと同じなのですが、既存の風力発電施設と評価書で確



定された風力発電施設に関しましては、適切に累積的影響を予測していきたいと思っております。

【合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所 渡邊氏】

送電線の件につきましては、先ほどお話したとおり、確実に決定しているものではないので、正確なお答えはできないかもしれませんが、委員ご指摘の住民様の件に関しましては、弊社の方も初耳なもので、こういった対応をするのかについては現段階でお答えすることはできませんが、当別町の住民の方と説明会を踏まえ、協議を重ね、ご理解していただく方向で、お話はさせていただきたいと、誠意を持って考えております。

それから農地の件に関しましては、現段階で農地に当たる、耕作している部分の方がございましたら、そちらの件に関しましては弊社の方もコンプライアンスを順守し、農地に関しては農地法がございますので、そちらの方は十分加味し、考えていきたいと思えます。

農業用水の件は、まだゼネコンを選定段階なので、こちらの方も正確にはお答えできませんが、材木川等、川に影響があるようなことをするつもりはありませんので、ゼネコンと協議のうえ、その辺りはきちんとお話をし、住民の方々、まち等にご迷惑をおかけしないように進めようと思っています。

【長原委員】

騒音に関してですが、調査地点を増やしてさらに調査を進めるというお話がありました。そのことは私が指摘しましたような、御社が建てた風車一つから出る音が谷間に落ちて、それがお互いに競合しあうということの調査も含めてしていただきたいというのが私の意見です。したがって、風車から出る音が木霊して、それが一つ一つの風車の影響だけでなく、色々な形で響き合うというような現象が起こると、聞いていますので、特に今回のように稜線に配置するということになりますと、その辺りが一番心配される問題になると思います。調査は谷間に落ちた騒音や、それからその低周波音は抜けていく方向を測るので、方法的に可能だと思います。そういったことも含めた調査、研究、それから対策ということをしつかり進めていただきたいと思います。

それがないと後々、問題が起きてきたときに、事業者さんとしても非常に困ると思いますし、私ども環境審議会としても困ると思いますので、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。その点だけもう一度、お願いします。

【エヌエス環境株式会社 倉井氏】

地形等を考慮した調査地点の設定を、まだしていなかったもので、確認して、兼ね合い等を図り、住居等があるような地点を増やすような検討をさせていただきます。

【菅澤会長】

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

石井委員、どうぞ。

【石井委員】

先ほど審議した計画と似ていますが、先ほどの計画との違いは、こちらはゾーニングがない地点というところで、その部分の記載がありませんが、ここからは事業者さんが判断することですので、私のコメントになりますが、やはり同時期で、会社名は違いますが、同じグループの事業者が二つの地域で同じような事業をやるので、こちらはこうで、こちらはどうということではなくて、会社の姿勢としては、より厳しめと言いますか、環境に配慮した形で、両方同じような考え方で進めていただければと思います。ぜひともよろしくお願いいたします。

【菅澤会長】

それでは、この件についてはよろしいでしょうか。

では、ご説明ありがとうございました。それでは、（５）の議題についてはこれで終了とさせていただきます。事業者の皆様は退席となります。ありがとうございました。

それでは、最後の議題になりますが、「（６）石狩市環境白書‘20について」、報告ということですので、説明をお願いします。

【事務局 和田主任】

それでは、本議題につきまして、私の方からご説明させていただきます。

まず環境白書は、「石狩市環境基本条例」第７条に基づき、毎年「環境の保全及び創造に関して講じた施策、環境の状況、環境への負荷の状況等を明らかにする」ものとして作成し、公表するものであり、この度、令和２年度版の案について作成いたしましたので、ご報告いたします。

はじめに、２ページをご覧ください。第１章として、２ページに市の概要に関すること、３ページに市の環境行政の根底にあります環境基本条例について記載しております。

３ページ、４ページには現行の第２次環境基本計画の概要を記載し５ページには本審議会の委員名簿を記載させていただいております。

続いて、８ページをご覧ください。第２章では、令和元年度環境トピックスとして、令和元年度に実施した事業等を記載しています。実施内容としては、本日答申を頂きました第３次石狩市環境基本計画の策定に向けた作業や環境情報等データベース化・オープンデータ化事業、厚田区の濃昼山道や聚富海岸などを対象とした自然環境調査などについて記載しております。

１２ページをご覧ください。１２ページからは第３章として、環境基本計画の進捗状況を記

載しております。この章は、第2次環境基本計画で掲げる基本目標に従い、5つの分野に分けて記載しております。

12 ページから 34 ページにかけて、【安全・安心】分野に関する事項を記載しておりますが、各指標と計画目標の達成状況は 12 ページ、13 ページに記載したとおりです。成果目標として掲げる大気、水質、騒音などについて、おおよそ目標を達成しておりますが、茨戸川、石狩放水路の水質汚濁物質濃度について目標値を上回っているほか、自動車騒音、都市公園面積についても目標を達成できていない状況です。

また、活動指標については、ボランティア清掃以外、目標が達成できておらず、引き続き達成に向けて取り組みを進めます。

35 ページをご覧ください。35 ページから【共生】分野に関する事項を記載しております。目標の達成状況として、海浜植物等保護地区及び市有林面積について目標を定めておりますが、どちらも達成できています。一方、保護センターの来館者数やホームページのアクセス数などについては、目標が達成できていない状況です。

36 ページ以降、自然保護地区の現状や保護センターでの行事開催状況を記載しております。

41 ページをご覧ください。平成 29 年度以降実施している自然環境調査について、41 ページから記載しております。令和元年度に厚田区で行った調査結果については、42 ページに記載しております。

48 ページからは、いしかり J-VER について記載しており、令和元年度は 155t-CO2 と非常に多くの皆様に J-VER をご購入いただきました。

54 ページをご覧ください。54 ページからは、【協働】に関して記載しております。目標の環境教育・学習支援事業の参加人数については達成しておりますが、主な実施事業としては 55 ページに記載しておりますとおり、エネルギーに関する内容やごみに関する内容など、様々な分野の学習支援を行っております。

56 ページをご覧ください。56 ページからは【循環】分野として、ごみに関する施策、取り組みなどについて記載しています。目標の達成状況につきましては、本日答申を頂きました一般廃棄物（ごみ）処理基本計画での内容と重複する部分もありますが、家庭系ごみの排出量については目標が達成されている一方、事業系ごみ排出量、リサイクル率、最終処分量などについては目標が達成できていない状況です。

57 ページには、現行のごみ処理基本計画の概要を記載し、以降、各指標の現状等を記載しております。

62 ページをご覧ください。62 ページからは【持続】分野について記載しており、現行の地球温暖化対策推進計画に基づき市民一人当たりの二酸化炭素排出量、市の事務事業による二酸化炭素排出量等の現状と目標を示しておりますが、過去の審議会でご説明した内容と重複しますが、どちらも目標は達成できておりません。

63 ページには現行の地球温暖化対策推進計画の概要と、各指標の現状等を記載しており

ます。

67 ページ以降は、再生可能エネルギーに関する取り組みを記載しておりますが、特に、68 ページには、令和 2 年 12 月末現在の陸上及び港湾区域内の風力発電の設置・計画状況の図を示しております。

78 ページをご覧ください。第 4 章では、令和 2 年度に実施している主な施策について記載しております。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で多くのイベントが延期や中止されましたが、感染対策に留意しながら、第 3 次環境基本計画の策定に向けた市民会議を実施したほか、海浜植物保護センターの 20 周年記念事業やアズマヒキガエルの防除に向けた取組等を実施しております。第 4 章の後ろには資料編として、環境基本条例や各種環境基準、用語解説等を記載しております。

なお、本白書に記載している各種計画について、本日の答申を受け、改定を行いますことから、来年度の環境白書については構成・内容等を大幅に見直す予定です。

以上、簡単ではございますが、環境白書のご報告とさせていただきます。

#### 【菅澤会長】

ありがとうございます。それでは、ただいまの説明について何か質問などはありますか。石井委員、どうぞ。

#### 【石井委員】

ありがとうございます。来年度からおそらく目次構成などのフォーマットが、新しい環境基本計画に則って変わると思いますが、例えば、55 ページのところで、環境教育・学習支援、あるいはいしかりごみ減らし隊などについて、そういう項目も、次のフォーマットでは環境基本計画のパートナーシップなど、そちらの方の項目に書かれると思うのですが、兎角、何となく人数は増えていていいのですが、団体がこれくらいしかないのだろうか、私は直感的に思ってしまいます。ですので、この報告書には載らないが、本当はもう少し色々団体があって、行っている取組があるのではないかという気がしてまして、例えば、その前のページですと、自然観察会をしている団体がありますし、それから、55 ページのエネルギーという面も見えていますし、これから脱炭素だなど、色々な面が出てきますし、新しい計画の中では環境全体をフォーカスしたような、取り組みの連携や協働などがキーワードになるような形になると思いますので、おそらく縦割りの取組の取りまとめというよりは、少し網羅的に、市民団体を応援するという意味でも、できるだけピックアップしてあげて、こういったところに名前を載せてあげるなど、そういう取り組みを讃えるような、促進するような報告書にしていただけると、良いのではないかと思います。以上です。

#### 【事務局 和田主任】

ありがとうございます。

【菅澤会長】

ほかはいかがですか。よろしいですかね。

では、(6)の議題については、これで終了とさせていただきます。

本日予定しておりました議題は以上ですが、ほかに全体を通してご意見・ご質問等はございませんでしょうか。

なければ、事務局からお願いします。

【事務局 飛鳥課長】

それでは、事務局からその他としまして、ご報告を二点させていただきます。まずは、一般洋上風力発電事業についてですが、既に情報提供として配付しておりますが、今月29日まで配慮書の縦覧を行っている事業があります。計画概要としては、丸紅株式会社が単機出力9,500kWから14,000kWの風車を最大105基建設し、総出力を最大100万kWとする計画となっております。

次に、「再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定に係る情報提供について」情報提供させていただきます。

お配りしている3ページの資料をご覧ください。本年度の国の再エネ海域利用法に基づく促進地域の情報提供の受付が本年1月28日から始まったことに伴い、北海道から沿岸市町村である本市にも情報提供の依頼がありました。

本市は昨年12月に行われました、第4回石狩市議会定例会において、市長から情報提供を行っていくと表明しているところでございまして、それに伴い、内部協議を得たのちに2月12日に北海道に情報提供に関する調査票を提出しております。

その内容としましては、促進区域の指定に向けて国への情報提供を希望することとし、区域の場所については、資料2ページの希望区域図の黄色い部分となります。

この場所の選定理由としましては、海域の先行利用者であり、利害関係者でもある石狩湾漁業協同組合から示された、同組合が単独で漁業権を有している区域のうち、沿岸の貝類や海藻類又、さけ定置網漁を行っている離岸約2.5km程度までの区域を除く、又ホタテ養殖を行っている区画漁業権の区域を除く、又航路を除いた区域を情報提供としております。

なお、この区域の情報としましては、3ページ目に風況図が示されておりますが、年間平均風速が7m/秒以上と風況が良く、風力発電事業に高いポテンシャルを有する区域となっております。

この区域の指定につきましては、先行利用者である漁業組合の方から要望書が上がっておりまして、その要望書に沿った形で情報提供したという形になっております。

今後につきましては、北海道がこれらの情報を基に、事業区域、事業規模等を検討し、国に情報提供を行うかを含め決定することとなります。

なお、国への情報提供の締め切りが3月29日となっておりますので、市の方には具体的に情報提供しますという回答は来ていないのですが、国の方に情報提供をするようなニュ

アンスであるというように聞いております。

最後に、私事となりますが、本市の人事異動により 4 月 1 日から、私は石狩湾新港管理組合に派遣されることとなりました。いままで、大変お世話になりました。お礼申し上げます。

また、委員の皆様におきましては、任期が 6 月 3 日までということと、それからまた、継続していただける方もいらっしゃると思います。また、そこで任期が終了される方もいらっしゃると思いますが、皆様には引き続いて、本市の環境行政にご協力をお願いしたいと思っておりますので、お願いいたします。

それでは事務局からの説明につきましては以上となりますが、最後に審議会議事録についてご確認します。

記録方法は「全文記録」、それから確認方法は、今日は副会長が欠席ですので、会長に確認という形でお願いいたします。

事務局からは以上となります。

#### 【菅澤会長】

最後の部分は非常に重要ですので、少し認識共有をしておきたいのですが、今日配付された資料の 2 枚目の黄色い部分が今回情報提供されるということですね。

漁協さんからここをやりたいという話が出たので、石狩市としても、そこを道に挙げ、道の方が国に挙げ、国の方が選考するのかわかりませんが、もしかしたら近いうちに国の方が指定するかもしれないという可能性が出てきたということですね。

ゾーニングマップが白書の 73 ページに出ているのですが、これと配付資料を見比べると、位置としては環境保全エリアになっている赤い帯状の部分が、漁協さんの提案の黄色い部分ということですかね。

ゾーニングマップを作っているときは漁協さんからいらしていた委員の方は反対の意見を述べられていたと記憶しているのですが、今回、丹野委員が久々に出られているので、詳しい議論経過は抜きにすると、当時のゾーニングはそれも意識して赤になってしまっているところもあるので、少し情報提供と言いますか、一言ご説明を頂ければ幸いと思いますが、どうでしょうか。

#### 【丹野委員】

当時はそういう考え方が強かったのですが、今の状況を考えると、どうしても漁業の関係から見ても、再生可能エネルギーと共生していかなければならないだろうという考え方が増えてきて、一応まだ造る、造らないではなくて、そこを調査してみて、どういう結果が出るか、その結果でまた判断していきたいという考えです。

#### 【菅澤会長】

なるほど、この間、漁協の中でも議論があつて、この結論に至ったということですね。あ

りがとうございました。

これも私事ですが、私も任期が終わりまして、次期に残る方はこの大問題がありますので、これから十分に話をしたいと思っています。

私自身はもう8年くらい環境審議会委員をしており、大分長いのですが、きっかけは佐々木さん、飛鳥さんよりさらに前に三国さんという職員がいて、その三国さんという方は非常に有名なドラマーなのですが、私のアマチュアバンドの会で、その方から、私が弁護士会のシンポジウムで再エネについて話していたので、「あれ、菅澤君、そんなこと詳しいの」と一本釣りされて、委員になったという経緯なのですが、このような大問題を残されまして、大きなプロジェクトとしてはゾーニングが、かなり無理のある期間ではありましたが、何とか作ったということです。

私の関心としては、環境省の方は結構消極的だったのですが、住宅からの離隔を何とかしたいと思っていて、500m という距離が一人歩きしてきてしまったところもあったのを、なんとか1 km 離すようなゾーニングができないかと頑張ったのですが、最終的に800m となりました。

以前審議したどこかの事業者さんは、ゾーニングをまるで無視した案を出したので、なんだこれだと、結構厳しい意見を言わせていただきましたが、今日の事業者さんは、当別の方は500m で、石狩の方は800m という離隔距離の取り方をされているので、ゾーニングの効果が少し出ていると感じ、少しほっとしたところであります。

また、聞くところによりますと、北海道の環境アセスなどで、あるいは環境省の方でも石狩市のゾーニングは民主的と言いますか、手続きを経て出来たものだから尊重しなさいという意見がされているとのことでしたので、私も役割を頂いた中で、少し成果はあったかなと思うところですが、これで洋上のメガファームとなると、また話が大幅変わってきてしまうので、これからが大変だということですが、すみませんが任を降りさせていただくということで、一市民と、あるいは環境に関心ある者としてずっと注視していきたいと思いますので、何かありましたら、今後ともよろしくお願いします。

皆さん、どうもお世話になりました。ありがとうございました。

【一同】

ありがとうございました。

【菅澤会長】

以上を持ちまして、令和2年度第6回石狩市環境審議会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

令和 3 年 5 月 17 日 議事録確認

石狩市環境審議会

会長 菅澤 紀生